

監事監査報告書

令和4年 5月28日

学校法人ひかり学園
理事会 御中
評議会 御中

学校法人ひかり学園

監事 大槻知史



監事 福本裕子



私達は、学校法人ひかり学園の監事として、私立学校法第37条第3項、及び、同学園寄付行為第16条の規定に基づき、同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）における業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私達は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事長から業務の報告を聴取し、重要な決算書類を閲覧し、事業報告書及び計算書類の監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人ひかり学園の業務並びに財産の状況は適切であり、不正の行為または法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財務に関する計算書類等は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人ひかり学園の令和4年3月31日現在の財政状態及び、同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

以上